

大久保浄水場排水処理施設等改修・運営事業

業務要求水準書（案）

令和 8 年 8 月

埼玉県企業局

目 次

第 1 総則.....	1
1 事業の目的.....	1
2 本書の位置づけ.....	1
3 事業内容に関する事項.....	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 公共施設の管理者.....	1
(3) 事業場所.....	1
(4) 事業内容.....	1
第 2 本事業に求められる機能.....	2
1 事業概要.....	2
2 施設要件.....	3
(1) 大久保浄水場の基本諸元.....	3
(2) 事業場所の概要.....	3
(3) 対象施設及び事業範囲.....	4
(4) 設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担.....	5
(5) 環境への配慮.....	5
3 本事業に関連する関係法令等.....	6
第 3 設計・建設業務.....	9
1 共通事項.....	9
(1) 業務対象.....	9
(2) 更新期間.....	9
(3) 新技術の採用.....	9
(4) 資格保有者・技術者の配置.....	9
(5) 事前調査等.....	9
2 設計業務.....	10
(1) 業務内容.....	10
(2) 中間確認.....	10
(3) 設計図書の提出.....	10
3 建設業務.....	11
(1) 業務内容.....	11
(2) 建設に係るユーティリティー.....	11
(3) 着工前業務.....	11
(4) 建設期間中業務.....	11
(5) 設備等の試運転.....	11
(6) 竣工図書・各種申請図書の提出.....	11
(7) 工事完成時の検査.....	12
第 4 維持管理業務.....	13
1 建物維持管理業務.....	13

(1) 保守・点検及び修繕業務.....	13
(2) 清掃業務.....	13
2 設備維持管理業務.....	14
(1) 保守・点検業務.....	14
(2) 修繕業務.....	14
(3) 設備維持管理対象.....	14
3 外構維持管理業務.....	15
(1) 保守・点検及び修繕業務.....	15
(2) 植栽維持管理業務.....	15
(3) 清掃業務.....	15
4 保安及び警備業務.....	16
(1) 保安業務.....	16
(2) 警備業務.....	16
5 維持管理期間中のユーティリティー.....	17
(1) 上水道、工業用水道.....	17
(2) 電力.....	17
(3) ガス.....	17
(4) 提案する電力、ガスの使用量について.....	18
(5) 灯油.....	18
(6) 通信.....	18
6 履行期間終了時の状態.....	19
第5 運營業務.....	20
1 排水処理業務.....	20
(1) 対象汚泥.....	20
(2) 汚泥の受け入れ.....	21
(3) 排水処理.....	21
(4) 上澄水等の返送.....	22
(5) 沈砂池天日乾燥床の維持管理.....	22
(6) 沈砂池天日乾燥床発生土砂の受け入れ.....	22
(7) 汚泥量等の管理.....	22
(8) 計測・制御信号の伝送.....	23
(9) 業務遂行上の留意点（非常時の対応）.....	23
2 発生土有効利用業務.....	24
(1) 発生土管理業務.....	24
(2) 発生土有効利用業務.....	24
(3) 発生土有効利用における計量及び計測.....	25
3 電源及び熱源供給業務.....	26
(1) 非常用発電機の運転管理.....	26
(2) 燃料の確保.....	26

(3) 熱源供給設備の運転管理.....	26
(4) 常用発電機の運転管理.....	26
(5) 環境の保全.....	26
4 その他.....	27
(1) 資格要件.....	27
(2) 周辺住民対応.....	27
(3) 見学者対応.....	27
第6 公開資料.....	28

第1 総則

1 事業の目的

本事業は、大久保浄水場の排水処理施設等の運営・維持管理と、経年劣化した施設等の安全な改修を、確実に実施するとともにDBO方式により一体的に委託することで、民間事業者の創意工夫が最大限に発揮されることを期待したものである。

本事業の実施は、既設施設を稼働させながら、確実な排水処理を確保しつつ改修を実施するなどの特殊性に対応し、埼玉県水道用水供給事業及び埼玉県南部工業用水道事業の安定給水確保や、円滑な工事進捗、工期短縮による稼働時間の確保やコスト縮減、効率的な施設の運用を図ることを目的としている。

2 本書の位置づけ

本業務要求水準書は、公募参加者が技術提案を作成するに当たり、埼玉県企業局(以下「企業局」という。)が求める本業務に係るサービスの水準を定めると同時に、業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための技術資料を提供するものである。

また、個々の業務に関する要件は、民間事業者の創意工夫を十分活かすために、仕様の表現を極力避けているが、公募参加者には本事業の目的及び各要件の意図を十分汲み取り、優れた技術提案を作成していただきたいと考えている。

3 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大久保浄水場排水処理施設等改修・運営事業

(2) 公共施設の管理者

埼玉県公営企業管理者 板東 博之

(3) 事業場所

さいたま市桜区大字在家地内

(4) 事業内容

ア 事業方式

設計・建設及び維持管理・運営一括発注方式 (DBO 方式)

本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。

イ 履行期間

令和 10 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日まで

① 設計・建設工事期間

提案内容に応じて協議の上決定した期間

② 維持管理・運営期間

令和 10 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日(前事業者からの引継ぎは令和 10 年 3 月 31 日までに完了させること)

第2 本事業に求められる機能

1 事業概要

大久保浄水場は一級河川荒川の表流水を水源とし、埼玉県南中央部及び西部地域の市町に水道用水を供給し、また県南部地域の工場等に工業用水を送っている。水道用水供給事業として 1,300,000 m³/日、工業用水道事業として 93,000 m³/日、合計 1,393,000 m³/日の処理能力を有しており、県営水道を代表する浄水場である。

本事業における業務としては、当該浄水場からの汚泥の受け入れと処理、処理に伴い発生した土及び沈砂池天日乾燥床より発生した土砂(以下これらを合わせて「発生土」という。)の有効利用と上澄水の返送業務及び浄水場非常用電源に係わる業務であり、また、これら業務を行うための施設改修と施設の維持管理・運営である。

本事業における業務を表 2-1 に示す。

表 2-1 事業概要一覧

大分類	中分類	小分類	備考
設計・建設業務	設計業務	基本設計業務	
		実施設計業務	
	建設業務		
維持管理業務	建物維持管理業務	保守・点検及び修繕業務	
		清掃業務	
	設備維持管理業務	保守・点検業務	
		修繕業務	
	外構維持管理業務	保守・点検及び修繕業務	
		植栽維持管理業務	
		清掃業務	
	保安及び警備業務		
運営業務	排水処理業務		
	発生土有効利用業務	発生土管理業務	処理に伴い発生した土及び沈砂池天日乾燥床土砂
		発生土有効利用業務	
	電源及び熱源供給業務		

2 施設要件

(1) 大久保浄水場の基本諸元

大久保浄水場の基本諸元を表 2-2 に示す。

表 2-2 基本諸元

項 目	内 容
施設能力	上水道 : 1,300,000 m ³ /日 工業用水道 : 93,000 m ³ /日 ※上水道は吉見浄水場拡張後(令和18年度以後)、水需要に合わせて、段階的に施設を休止、廃止していく予定である。 ※工業用水道の将来施設能力は据置。
浄水処理方式	上水道 : 粉末活性炭＋凝集沈でん＋急速ろ過 工業用水道 : 凝集沈でん ※令和 11 年度以降に高度浄水処理施設(オゾン処理＋生物活性炭吸着)が稼働し浄水処理方式が変更となる計画あり
脱水方式	無薬注短時間方式(短時間型加圧脱水機)
使用薬品	上水道 : ポリ塩化アルミニウム、硫酸バンド、粉末活性炭、苛性ソーダ、硫酸、塩素(次亜塩素酸ナトリウム) 工業用水道 : ポリ塩化アルミニウム、苛性ソーダ

(2) 事業場所の概要

本事業の事業場所を表 2-3 に示す。

表 2-3 大久保浄水場排水処理施設事業場所

項 目	内 容
事業場所	さいたま市桜区大字在家 331 番地
都市計画区域(区域区分)	さいたま都市計画区域(市街化調整区域)
敷地面積	22,000 m ² (天日乾燥床、汚泥調整池、2 号非常用発電機棟を含まず)
騒音規制	第二種区域 朝(6 時～8 時) 50 デシベル 昼間(8 時～19 時) 60 デシベル 夕(19 時～22 時) 50 デシベル 夜間(22 時～6 時) 45 デシベル
振動規制	第一種区域 昼間(8 時～19 時) 60 デシベル 夜間(19 時～8 時) 55 デシベル

(3) 対象施設及び事業範囲

本事業における対象施設、諸元及び事業範囲を表 2-4 及び別図 5 に示す。

表 2-4 対象施設及び事業範囲

【凡例 対象：○ 対象外：－】

施設名称		施設諸元等	設計業務	建設業務	維持管理・運営業務	備考
排水処理施設	濃縮槽	R C 造 31m×31m × 水深4.7m × 6槽 固形物負荷 濁度80度 (194.05t-ds/日) にて19.4kg-ds/m ³ ・日 濃縮汚泥ポンプ Φ150mm×100mm 吐出量1.5m ³ /min×4 台	－	－	○	濃縮槽：共同溝、電気・機械・計装設備を含む 周辺機器等：電気・機械・計装設備を含む
	脱水棟	R C 造 4 階建 延床面積 3,690.98m ²	－	－	○	共同溝、建築付帯設備を含む
	脱水設備	短時間型加圧脱水機 736m ³ ×4台 無薬注短時間方式横型フィルタープレス ろ過面積 736m ² ×4台 脱水能力 353t-ds/日	－	－	○	脱水機：電気・機械・計装設備を含む 周辺機器等：電気・機械・計装設備を含む
	天日乾燥床	1, 2, 3, 4 号 R C 造 W18m×D9.6m×H1.3m 5, 6 号 R C 造 W25m×D9.6m×H1.3m	－	－	○	露出配管の維持管理を含む 土木構造物及び埋設配管の維持管理は除く
	汚泥調整池	R C 造 内径30m×深さ8m×6槽 汚泥調整池掻寄機 形式 中心駆動方式 仕様 30mφ×7.3m 電動機 形式 TC-FX 仕様 200V、1.5kW、1,500min ⁻¹ 減速機 形式 サイクロ減速機 減速比 1/187 汚泥返送ポンプ 1.5m ³ /分×17m×22kW×4 台	○	○	○	露出配管の維持管理を含む 埋設配管の維持管理は除く 土木構造物の点検は含むが修繕は除く 電気・機械・計装設備、共同溝、建築付帯設備を含む 設計・建設業務対象 ：汚泥調整池掻寄機(1・2号)、汚泥調整池流入弁(Φ400 1・2号)、汚泥調整池流出弁(Φ300 1・2号)、汚泥返送ポンプ(1・3号)
	資源化棟	S 造 2 階建 延床面積 4,501.68m ²	－	－	○	建築付帯設備を含む
	乾燥設備	連続式伝導伝熱型 伝導面積 100m ² × 2 基 乾燥能力 70t-ds/日	－	－	○	電気・機械・計装設備を含む
	受送電設備	6.6kV 2回線	－	－	○	受送電関連機器等
電源及び熱源施設	その他	紫外線装置室	－	－	○	建築付帯設備を含む 紫外線照射装置は除く
	発電棟	(1号非常用発電機、常用発電機) R C 造 地上 1 階建 延床面積384.56m ²	－	－	○	建築付帯設備を含む
		(2号非常用発電機) R C 造 地上 1 階建 延床面積353.00m ²	－	－	○	建築付帯設備を含む
	非常用発電機	(1号非常用発電機) 非常用ガスタービン発電装置 4,500kVA×1 基 配電方式 交流3相3線、供給電圧6,600V、周波数50Hz 灯油 地下タンク貯蔵量 40kL 燃料消費量 1,605L/h	－	－	○	電気・機械・計装設備を含む
		(2号非常用発電機) 非常用ガスタービン発電装置 4,500kVA×1 基 配電方式 交流3相3線 供給電圧6,600V、周波数50Hz 灯油及び都市ガス13A 地下タンク貯蔵量 25kL 燃料消費量 灯油 1,610L/h ガス 1,330Nm ³ /h	－	－	○	電気・機械・計装設備を含む
	熱源供給設備	ガスタービンコージェネレーション 常用ガスタービン発電装置 812kVA×1 基 配電方式 交流3相3線、供給電圧6,600V、周波数50Hz 都市ガス13A 燃料消費量 283Nm ³ /h プロセス送出蒸気量 2,050kg/h (0.78MPa) 買電電源と系統連系	○	○	○	電気・機械・計装設備を含む 濃縮汚泥の加温及び脱水ケーキの乾燥を目的に運転(常用電源としても使用可) ※ 常用発電機の製造者当該機種種の製品サポートが令和15年3月に終了する。 ※ 更新については、上記の目的に必要な熱源として履行期間内においてエネルギー的及び費用的にも最適な方法を提案すること。
外構施設		フェンス・門扉・照明・道路・植栽・雨水・汚水排水施設等	－	－	○	電気・機械・計装設備を含む

※ 提案により新規に施設・設備を追加することも可とする。この場合、当該施設・設備の設計業務、建設業務及び維持管理・運営業務も事業範囲とする。

(4) 設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担

本事業における設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担を表 2-5 に示す。

表 2-5 設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担

業務	既設設備	更新設備 (事業者による 更新実施後)	新設設備 (提案により追加対 象となったもの)
運転管理	事業者	事業者	事業者
保守点検	事業者	事業者	事業者
メーカー定期点検	事業者	事業者	事業者
修繕	事業者	事業者	事業者
突発的な修繕	企業局*	事業者	事業者

* 事業者は、事業の運営に支障をきたさない様に、責任を持って計画的に維持管理・修繕を実施する。したがって、故障が発生した場合は、原則事業者の負担で修繕を行うものとするが、突発的な修繕(予見が困難なもので、なおかつ事業者が維持管理・修繕を怠らなかつたにも関わらず発生したもの、又は事業者の帰責事由によらないもの)については、企業局の負担とする。

(5) 環境への配慮

ア 景観等への配慮

本事業の実施に当たっては、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮に努めること。

イ 騒音、振動、悪臭、粉塵、排出ガス対策

本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、周囲の生活環境を損ねることのないようにすること。

ウ 交通安全対策

建設工事関係車両、発生土・発生砂搬出車両等の通行に当たっては、適切な交通安全対策を講じること。

エ 地球環境への配慮

本事業の実施に当たっては、地球環境に配慮した計画の立案・実施に努めること。

3 本事業に関連する関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則及び規程並びにガイドライン等を含む。）を遵守するものとし、最新のものを適用する。また、仕様書等に定めのないものは企業局の確認を要する。

表 2-6 関係法令一覧

【法令及び条例、規則類】	
1	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
2	工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
3	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
4	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
5	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
6	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
7	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
8	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
9	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
10	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
11	土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
12	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
13	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
14	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
15	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
16	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
17	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
18	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
19	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
20	計量法（平成 4 年法律第 51 号）
21	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
22	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
23	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
24	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
25	職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）
26	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
27	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
28	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
29	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
30	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
31	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）

32	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
33	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
34	製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
35	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
36	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
37	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
38	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
39	個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
40	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
41	石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
42	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
43	埼玉県環境影響評価条例（平成 6 年埼玉県条例第 61 号）
44	埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）
45	ふるさと埼玉の緑を守る条例（昭和 54 年埼玉県条例第 1 号）
46	さいたま市環境基本条例（平成 13 年さいたま市条例第 187 号）
47	さいたま市景観条例（平成 22 年さいたま市条例第 20 号）
48	さいたま市みどりの条例（平成 13 年さいたま市条例第 248 号）
49	埼玉県福祉のまちづくり条例（平成 7 年埼玉県条例第 11 号）
50	埼玉県公営企業財務規程（昭和 38 年公営企業管理規程第 5 号）
51	埼玉県工業用水道事業及び水道用水供給事業自家用電気工作物保安規程（昭和63年公営企業管理規程第7号）
52	埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和41年公営企業管理規程第6号）
53	その他関連法令・条例
【要綱・各種基準等】	
54	水道施設設計指針（日本水道協会）
55	水道維持管理指針（日本水道協会）
56	日本水道協会規格（日本水道協会）
57	水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
58	日本産業規格（JIS）
59	電気規格調査会標準規格（JEC）
60	日本電機工業会標準規格（JEM）
61	内線規程（JESC）
62	電気設備工事必携（地方共同法人日本下水道事業団編著、一般財団法人下水道事業支援センター発行）
63	電気設備工事一般仕様書・同標準図（地方共同法人日本下水道事業団編著、一般財団法人下水道事業支援センター発行）
64	機械設備工事必携（地方共同法人日本下水道事業団編著、一般財団法人下水道事業支援センター発行）

65	機械設備工事一般仕様書（地方共同法人日本下水道事業団編著、一般財団法人下水道事業支援センター発行）
66	埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
67	埼玉県機械設備工事特別共通仕様書
68	埼玉県建築工事特別共通仕様書
69	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
70	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
71	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
72	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
73	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省）
74	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省）
75	電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
76	機械通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
77	建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル（J E C A）
78	建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
79	土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
80	建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
81	建設工事副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
82	官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）
83	コンクリート標準示方書（土木学会）
84	彩の国建設リサイクル実施指針
85	埼玉県公共事業等景観形成指針
86	埼玉県環境配慮方針
87	埼玉県グリーン調達推進方針
88	埼玉県情報セキュリティポリシー
89	その他の関連要綱・各種基準等

なお、これらの諸法令の運用適用は、事業者の負担にて行うものとする。

また、建設期間中及び運営期間中は、水道法第 21 条第 1 項及び同法施行規則第 16 条の規定に基づき、健康診断を実施するとともに、これに係る検査等の成績通知書その他の記録を提出すること。

第3 設計・建設業務

1 共通事項

(1) 業務対象

表 2-4 に示した範囲の設計業務及び建設業務を対象とし、表 3-1 に示す機器を指定更新対象機器とする(別紙3に指定更新対象機器の既設仕様を示す。)

なお、常用発電機の更新については、濃縮汚泥の加温及び脱水ケーキの乾燥に必要な熱源を供給する設備(以下「熱源供給設備」という。)として、常用発電機に限らず履行期間内においてエネルギー的及び費用的にも最適な方法を提案すること。また、熱源供給設備の主な動力は電気以外のものとする。

表 3-1 指定更新対象機器

番号	機器名	数量	備考
1	汚泥調整池掻寄機	2 機	既設機器の撤去を含む
2	汚泥調整池流入弁	2 台	
3	汚泥調整池流出弁	2 台	
4	汚泥返送ポンプ	2 台	
5	熱源供給設備	1 基	

(2) 更新期間

表 3-1 に示す番号 1～4 の更新については、令和 20 年 3 月 31 日から令和 24 年 3 月 31 日までの間に完成するよう施工すること。

番号 5 (熱源供給設備)は、製造者当該機種製品の製品サポートが令和 15 年 3 月に終了するため、運營業務へ影響しないよう更新期間を提案すること。

(3) 新技術の採用

契約後から設計・建設業務着手までに期間があることから、当該期間中に技術進歩があり、新技術の採用が想定される。当該期間中における新技術の採用にあたっては、本業務要求水準書等を満足することの確認を含め、合理性等の観点から企業局と協議し決定する。

(4) 資格保有者・技術者の配置

事業者は、次のとおり技術者・資格保有者を配置すること。

ア 設計業務

管理技術者及び照査技術者を配置すること。なお、兼務は不可とする。

イ 建設業務

本工事に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。また、関係法令のほか、業種別の工事を履行できる資格保有者を配置すること。

(5) 事前調査等

工事実施にあたり、必要に応じて、地質調査、地下埋設物調査等を事前に行うこと。

2 設計業務

(1) 業務内容

表 2-4 で示した範囲の設計を実施すること。

(2) 中間確認

基本設計相当の図面完成時に企業局の中間確認を受けること。

詳細設計の開始は中間確認後とする。

(3) 設計図書の提出

設計業務に関する以下の成果品を提出して確認を受けること。

建設業務の開始は成果品の確認後とする。

成果品の仕様及び部数等については、埼玉県電子納品運用ガイドラインを準用するものとする。また、様式は予め企業局の確認を得たものを用いること。

- ① 設計図
- ② 数量計算書
- ③ 工事施工計画書
- ④ 工事費内訳書

3 建設業務

(1) 業務内容

表 2-4 に示した範囲の建設工事を実施すること。なお、工事に当たっては、既存施設の運転に支障を来さないような工程及び工法とし、設備については新品に限るものとする。

(2) 建設に係るユーティリティ

工事に必要となる電力、水道等は、事業者自ら調達管理を行うこと。ただし、試運転に必要な浄水処理施設からの排水及び電力等については、既設施設の運用に影響のない範囲で浄水場より供給する。

(3) 着工前業務

ア 各種申請業務

法令等で定められた各種申請等の手続きについては、企業局と協議の上、事業スケジュールに支障が来さないよう、お互いに協力し、実施するものとする。

イ 近隣調整及び準備調査業務

- ① 事業者は着工に先立ち、必要に応じて、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する。
- ② 事業者は必要に応じて、施設の工事によって近隣に及ぼす電波障害等の影響について予め検討し、問題があれば適切な処置を行うこと。
- ③ 事業者は必要に応じて、近隣への説明会等を実施し、工事工程及び作業時間等についての了解を得ること。

ウ 他工事等との調整

本工事と密接な関係のある又は近接する他工事等と綿密な工程等の調整を事前に行い、安全且つ円滑な施工を確保すること。

(4) 建設期間中業務

事業者は各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って施設の建設工事を実施する。事業者は施工において、以下の点に留意すること。

- ① 事業者は、工事進捗状況を企業局に毎月報告するほか、企業局から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行う。また、現場施工状況の確認を企業局が行えるものとする。
- ② 事業者は近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。

(5) 設備等の試運転

事業者は、設置した設備について試運転を行い、性能および機能を確認すること。

試運転の実施にあたっては事前に試運転実施計画書を作成し、企業局の確認を得るものとする。

(6) 竣工図書・各種申請図書の提出

事業者は建設工事に関わる以下の図書を提出すること。図書の提出部数等は、埼玉県電子納品運用ガイドラインを準用するものとする。なお、竣工図書については紙媒体(2部)も提出すること。

- ① 竣工図書
- ② 工事精算書(案)
- ③ 設備台帳
- ④ その他各種申請図書

(7) 工事完成時の検査

事業者は、工事完成時に施工記録を用意し、企業局に報告を行うとともに、完成検査を受検すること。

第4 維持管理業務

1 建物維持管理業務

事業者は表 2-4 に示した範囲の建物維持管理を実施すること。

(1) 保守・点検及び修繕業務

事業者は建物の保守管理にあたって、以下の点を含む建物保守・点検計画書を毎年作成し、企業局の確認を得ること。

① 日常点検

② 定期点検

ア 保守・点検の実施

事業者は建物について、常に正常な機能を維持できるように作成した建物保守・点検計画書に従って定期的に保守・点検を行うこと。

事業者は点検により、壁、床及び扉等の施設に、亀裂、破れ、剥離（建材、塗料）又は錆等を認めた場合には、適切に修繕を行うこと。ただし、引き渡し時に既にある亀裂類や軽微なものは除く。

事業者は点検や対応（修繕等）を行う場合には、必ず記録を残し、企業局から要求があれば速やかに提示できるようにしておくこと。

イ 設備保守・点検記録の作成、保管及び提出

事業者は設備の保守・点検及び修繕等の記録を予め企業局の確認を得た様式により作成し、履行期間終了時まで保管する。また、点検・修繕内容等は、毎月企業局に報告する。

(2) 清掃業務

事業者は建物について、常に清潔に保つよう定期的に清掃業務を行うこと。なお、清掃業務にあたっては毎年、建物清掃計画書を作成し、企業局の確認を得た上で実施するものとする。

2 設備維持管理業務

事業者は表 2-4 に示した範囲の設備維持管理を実施すること。

(1) 保守・点検業務

事業者は各設備の保守管理に当たって、以下の点を含む設備保守・点検計画書を毎年作成し、企業局の確認を得ること。

- ① 日常点検
- ② 定期点検・測定・整備

ア 保守・点検の実施

事業者は各設備について、常に正常な機能を維持できるよう設備系統ごとに作成した設備保守・点検計画に従って定期的に保守・点検を行うこと。

点検により設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられた場合には、適切な方法(修理、交換、分解整備及び調整等)により対応すること。

点検や対応(修理、交換、分解整備及び調整等)を行う場合には、必ず記録を残し、企業局から要求があれば速やかに提示できるようにしておくこと。

イ 設備保守・点検記録の作成、保管及び提出

事業者は設備の保守・点検及び整備等の記録を予め企業局の確認を得た様式により作成し、履行期間終了時まで保管する。また、点検・整備・事故内容等は、毎月企業局に報告する。

(2) 修繕業務

事業者は履行期間内における設備の機能を維持するために、予め作成した設備修繕計画書に従い、必要に応じ設備の修繕を行う。なお、設備修繕計画書は毎年作成し企業局の確認を得るものとする。

(3) 設備維持管理対象

ア 配管設備

排水処理施設内の配管及び配管付属弁類一式は事業者の維持管理対象とする。汚泥調整池は共同溝内露出配管及び配管付属弁類一式並びに汚泥調整池上澄水返送管の露出配管を対象とする。天日乾燥床は露出配管及び配管付属弁類一式並びに躯体付属ゲート・弁類を対象とする。

ただし、以下の配管は事業者の維持管理対象外とする（詳細は別図 5 を参照）。

- ① 排水処理施設と取水施設及び汚泥調整池間の埋設配管(返送水管、汚泥管、排水管)
- ② 取水沈砂池と天日乾燥床間の埋設配管(排砂管)
- ③ 上工水の埋設配管(排水処理施設への引込配管)

イ 電気・機械・計装設備

表 2-4 に示す事業用地内の電気・機械・計装設備一式は事業者の維持管理対象とする。高圧電気設備に関わる事業者の責任分界は別図 4 に示されたとおりとする。

ウ 建築付帯設備等

表 2-4 に示す建築付帯設備(消防設備、電灯・動力設備(太陽光発電設備 5.5kW 含む)、弱電設備、空調設備、給排水衛生設備、ガス設備等)は事業者の維持管理対象とする。ただし、汚泥調整池の外灯については躯体に付属するもののみとする。

エ 土木構造物

汚泥調整池の土木構造物については、点検のみを対象とし、修繕は対象外とする。

3 外構維持管理業務

事業者は表 2-4 に示した外構施設の維持管理を実施すること。

外構施設の保守管理に当たっては、外構保守・点検計画書を毎年作成し、企業局の確認を得ること。

外構施設の維持管理対象範囲は、表 2-3 に示す事業用地内とする。

(1) 保守・点検及び修繕業務

建物周囲の道路等の外構施設について、作成した計画書に従い保守・点検を行うと共に、必要に応じ修繕を実施すること。

(2) 植栽維持管理業務

ア 施肥、灌水、病虫害の防除等

状況と植物の種類に応じて適切な方法により施肥・灌水及び病虫害の防除等を行い、植栽を良好な状態に保つこと。なお、農薬の散布は禁止する。

イ 剪定、刈込み、除草等

植物が風で折れたり倒れたりすることのないように、樹木の種類に応じて剪定、刈込み、除草等を行う。その他の場合でも、施設の美観を維持し、植栽が見苦しくならないよう適時作業を行うこと。

ウ 外構等保守管理記録の作成、保管及び提出

外構等保守管理の記録を予め企業局の確認を得た様式により作成し、履行期間終了時まで保管する。また、点検・整備・事故内容等は、毎月企業局に報告すること。

(3) 清掃業務

事業者は外構について、常に清潔に保つよう定期的に清掃を行うこと。なお、清掃業務に当たっては毎年、建物清掃計画書を作成し、企業局の確認を得た上で実施するものとする。

4 保安及び警備業務

事業者は表 2-4 に示す範囲及び、表 2-3 に示す事業用地内の保安業務を実施すること。

また、表 2-3 に示す事業用地内の警備業務を実施すること。

(1) 保安業務

本事業の実施に当たっては、安全管理、事故防止に必要な措置を講じること。特に、事業者の提案により使用しない施設がある場合は、その安全管理について、十分配慮すること。

(2) 警備業務

本事業における維持管理範囲において、予め作成した警備業務計画書に基づき警備を行うこと。なお、警備業務計画書は年に一度作成し企業局の確認を得るものとする。また、必要により浄水場管理室への警備用信号の電送を許可する。

ア 防犯・緊急時対応業務

- ① 事業用地内に第三者が自由に立入ることがないように、必要な対策をとること。
- ② 防災関連機器の維持管理を行う等、日頃から災害の未然防止に努めること。
- ③ 火災等の緊急時には、適切な初期対応をとるとともに、関係諸機関への通報・連絡を行うこと。
- ④ 防災に関する訓練を定期的実施すること。

イ 警備記録の作成及び提出

警備結果記録を作成し、毎月企業局に提出すること。

5 維持管理期間中のユーティリティー

事業者は、効率的な運営を行い、以下のユーティリティーについて使用量の最適化、省エネルギー化に努め、調達に当たっては低廉な単価で契約を締結するなど、費用を低減できるよう努めること。

なお、事業期間中における各年度の使用量を提案すると共に、使用に当たっては提案量以内とすること。ただし、提案時に想定できなかった事態が生じ、提案量を超えて使用する場合には協議を行う。

(1) 上水道、工業用水道

本事業で使用する水については次のとおりとする。

ア 上水道

原則、衛生用水のみに使用するものとし、浄水場より無償で提供する。

イ 工業用水道

使用量は表 4-1 の範囲において提案とし、提案量までは無償で提供する。提案量を超えて使用した分については有償とし、その料金の額に関しては埼玉県工業用水道料金徴収条例に準ずるものとする。なお、使用量の超過判定は月間水量で行う。

給水施設等の維持管理は事業者が行うものとし、埼玉県工業用水道事業給水規程に準ずるものとする。

表 4-1 工業用水道使用量の提案範囲

項目	範囲
日量 (m ³ /日)	150 以下 *

* 現事業契約実績より

ウ 共通事項

使用実態を把握するため事業者は事業用地内の量水器により、その使用量を毎月企業局に報告すること。

(2) 電力

本事業で必要となる電力については、企業局が電気を調達し、浄水場から排水処理施設に供給する。

事業者は提案使用電力量を超えて電気を使用した場合、電気料金返還相当額として、次式で算出した金額を企業局に返還する。なお、電気・計装設備等の維持管理は事業者が行う。

【電気料金返還相当額算出式】

(排水処理施設の実際の使用電力量(kWh)－提案使用電力量(kWh)) × 電力量料金単価(円/kWh)

※ 電力量料金単価は企業局が契約している電気事業者との契約上の単価とし、燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価等を含めたものとする。

(3) ガス

本事業で必要となるガス(非常用発電機、熱源供給設備及び常用発電機用)については、事業者が調達し、供給を受けるものとする。企業局は、ガス料金相当額として、次式で算出した金額を業務委託料に含めて支払うものとする。

なお、事業者は、低廉な単価でガス事業者と契約を締結できる様に努めるものとし、ガス調達の契

約を締結する際は、契約内容を事前に企業局へ報告する。また、ガス料金相当額算出のために、基本料金、使用量料金単価を客観的に証明できる資料(ガス事業者からの請求書等)を毎月企業局に提出するものとする。

【ガス料金相当額算出式】

基本料金(円) + 実際の使用ガス量(m^3) × 使用ガス量料金単価(円/ m^3)

※1 使用ガス量料金単価は事業者が契約しているガス事業者との契約上の単価とし、原料費調整単価等を含めたものとする。

※2 実際の使用ガス量が提案使用ガス量を超過した場合、その分については、支払わないものとする。

(4) 提案する電力、ガスの使用量について

提案使用電力量(kWh)と提案使用ガス量(m^3)は、それらを熱量(MJ)に換算した値の合計が表 4-2 の範囲であること。また、熱量への換算は次式による。

【提案使用電力量から熱量への換算式】

提案使用電力量(kWh) × 単位当たり発熱量(MJ/kWh)

※ 単位当たり発熱量は 9.76 MJ/kWhとする。

【提案使用ガス量から熱量への換算式】

提案使用ガス量(m^3) × 単位当たり発熱量(MJ/ m^3)

※ 単位当たり発熱量は 45 MJ/ m^3 とする。

表 4-2 提案使用電力量と提案使用ガス量の熱量範囲

項目	範囲
年間合計熱量 (MJ/年)	58,628,800 以下 *

* 現事業最大汚泥発生量を記録した令和元年度の実績より算出

(5) 灯油

非常用発電機において、試運転など、通常の維持管理または訓練で必要となる灯油については、事業者が調達し、供給を受けるものとする。これにより発生する実費相当額は業務委託料に含めて支払うものとする。また、停電・災害時に企業局からの要請による非常用発電設備の運転に使用した分は企業局にて調達し、供給する。

(6) 通信

事業者が調達し、費用を負担すること。

常時、企業局と連絡を取れるようにすること。

6 履行期間終了時の状態

履行期間終了時において全ての施設(本事業で新たに改修した施設を含む。)が本業務要求水準書で提示した性能を発揮できる機能を有し、著しい損傷がない状態(事業終了後1年以内は通常の維持管理で運用できる状態)で企業局に引き渡せるようにすること。また、本事業の終了後に後継者が引き続き運転を継続できるようにするため、事業者が後継者に対して適切な引継ぎを行う。なお、資料提出をする場合のデータ形式は、汎用性の高い形式とすること。

第5 運營業務

運營業務は、表 2-4 に示した範囲とする。

1 排水処理業務

(1) 対象汚泥

中央・工水系及び西部系の2系統の各汚泥池から送泥される汚泥及び沈砂池天日乾燥床にて発生する発生土砂を対象とする。

ア 送泥予定量及び排泥等計画

① 汚泥

中央・工水系及び西部系の浄水処理過程からの汚泥は、汚泥池を経由し、揚泥ポンプにより排水処理施設に送泥される。

平常時における揚泥ポンプの運転モードは各汚泥池ともポンプ各1台での自動運転であり、別紙1汚泥池水位トレンドで示すとおりである。また、高濁度時における揚泥ポンプの運転モードについては、西部系汚泥池揚泥ポンプは2台での自動運転、中央・工水系汚泥池揚泥ポンプは1台での自動運転となっている。

台風時等の原水濁度の上昇時には排泥量の増加が想定される。また、沈でん池清掃時には、平常時の汚泥量を超えることがある。平常と異なる排泥方法をとる場合には企業局と事業者は事前協議を行うものとする。

② 発生土砂

取水沈砂池の土砂は水と共に吸砂装置にて吸い上げられ、排砂ポンプにて1～6号沈砂池天日乾燥床へ送られる。天日乾燥床の床には有孔管が布設されており、浸透した水は自然流下により取水沈砂池に返送される。台風時等による原水濁度の上昇時には排砂量の増加が想定される。

吸砂装置は管理室で設定するタイマー運転であり、排砂ポンプの運転は吸砂装置と連動している(通常、各装置6時間ごとに運転)。排砂ポンプの運転モードは1台での自動運転となっている。

③ 汚泥池等の諸元

汚泥池及び沈砂池のポンプ等の諸元は表 5-1 のとおりである。

表 5-1 汚泥池、沈砂池ポンプ諸元

施 設 名	型式・容量等
汚 泥 池	中央・工水系汚泥池 RC 造 幅 25.2m×長 10.2m×深さ 3.0m 西部系汚泥池 RC 造 幅 10.7m×長 32.7m×深さ 4.5m 中央・工水系揚泥ポンプ 7 m ³ /分×33m×75 kW×2 台 西部系揚泥ポンプ 7 m ³ /分×33m×75 kW×3 台
沈 砂 池	沈砂池 RC 造 4,500 m ³ ×4 池 排砂ポンプ Φ150mm×2 m ³ /分×30m×37 kW×4 台

イ 排水処理実績

過去 18 年間の排水処理実績（平成 20 年度～令和 7 年度）として、取水量、原水濁度、汚泥量、汚泥濃度、固形物発生量、脱水機の運転時間等を参考として別紙 2 排水処理実績に示す。

また、実績汚泥発生量を表 5-2 に、高濁度記録を表 5-3 に示す。

表 5-2 実績汚泥発生量

	平成 20 年度～令和 7 年度		
固形物量実績 (t-ds)	日	月	年
平均値	33 (稼働日のみを対象)	727	8,724
最大値	287 (平成 23 年 9 月 13 日)	3,376 (令和元年 11 月)	13,793 (令和元年度)

表 5-3 高濁度記録

	濁 度（瞬時値）
平成 28 年 8 月	1,183 度
令和元年 10 月	1,567 度

過去 18 年間(平成 20 年度～令和 7 年度)における高濁度実績(1,000 度以上)。

(2) 汚泥の受け入れ

浄水場から送られる汚泥を全て受け入れること。特に、台風等により原水濁度が上昇した場合や、ろ過障害を起こす生物が発生した場合などにおいても、予め汚泥調整池及び濃縮槽(以下、両者を併せて「濃縮槽」という。)の汚泥界面を低く保つなどの対応により、万全の受け入れ体制をとること。また、汚泥の受け入れに当たっては、浄水場と連絡を密にするとともに原水の水質を考慮した施設運営を行うこと。

(3) 排水処理

排水処理にあたっては無薬注処理とし、受け入れた汚泥を固液分離すること。濃縮槽の汚泥がキャリーオーバーすることがないように汚泥の界面管理には十分注意すること。また、汚泥が嫌気性になることは排水処理、浄水処理双方にとって好ましくないため、このような状態にならないように適切に汚泥を管理して施設を運営すること。

(4) 上澄水等の返送

ア 返送水

排水処理施設からの返送水は濃縮槽からの上澄水及び脱水工程で発生した排水とし、その他の排水の混入は禁止する。

イ 上澄水の水質

濃縮槽からの返送水濁度は20度以下とし、その範囲内で事業者の提案とする。ただし、施設維持管理上やむを得ない場合は、事前に企業局と協議することとする。濃縮槽における長期に亘る汚泥ストックは上澄水水質の悪化の原因となる可能性があることから、適正な運用管理を実施すること。

(5) 沈砂池天日乾燥床の維持管理

天日乾燥床への流入量、上澄水の流出量等の調整、天日乾燥床の運用切替、除草、防草、運用等により影響の生じた部分の清掃、その他必要な作業等を実施し、年間を通して確実に運用できるように管理すること。

(6) 沈砂池天日乾燥床発生土砂の受け入れ

浄水場から送られる土砂は全て受け入れること。天日乾燥床からの発生土砂搬出及び運搬については事業者が行うものとする。搬出に必要な重機等は事業者自らの負担で用意することとする。

実績発生土砂量を表 5-4 に示す。

表 5-4 実績発生土砂量

	平成 20 年度～令和 7 年度（平均）
発生土砂量(t-ds/年)	516

(7) 汚泥量等の管理

ア 事業者が管理する項目

(ア) 計測項目

事業者は、以下に掲げる項目について、浄水場で確認できるように管理すること。

- ① 濃縮槽汚泥流入量
- ② 濃縮槽汚泥流入濃度
- ③ 濃縮槽流入固形物量（演算値）
- ④ 濃縮槽汚泥引抜量
- ⑤ 濃縮槽汚泥引抜濃度
- ⑥ 濃縮槽流出固形物量（演算値）
- ⑦ 濃縮槽流入・流出バルブ開閉状態表示
- ⑧ 返送水濁度
- ⑨ 排水処理施設遮断器 1（排水処理施設内）状態表示
- ⑩ 排水処理施設遮断器 2（排水処理施設内）状態表示
- ⑪ 排水処理施設受電電力量 1（瞬時値、積算値）

⑫ 排水処理施設受電電力量 2（瞬時値、積算値）

⑬ 非常用電源状態表示

⑭ 非常用電源給電量

（イ）排水処理報告事項

排水処理業務の報告として上記計測項目を含め、必要な項目を企業局に報告を行うこと。

① 日報

② 月報

③ 年報

④ その他は、企業局と協議し定めるものとする。

イ 企業局が管理する項目

企業局は、以下に掲げる項目について、事業者が確認できるように管理する。

（ア）計測信号

① 北系電気室遮断器 1 状態表示

② 北系電気室遮断器 2 状態表示

（イ）出力信号

① 北系電気室遮断器 1

② 北系電気室遮断器 2

（8）計測・制御信号の伝送

事業者は、浄水場管理室内に設置された監視装置に計測信号等を伝送し表示すること。なお、当該装置の維持管理は事業者が行うこと。また、浄水場管理室内に設置される監視装置用電源は企業局が供給するものとする。

（9）業務遂行上の留意点（非常時の対応）

ア 故障及び災害・事故時等

故障等により、排水処理施設の全部又は一部の機能が停止した場合あるいは、災害や事故が発生した場合においては、応急措置を講じ被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるようにすること。また、感染症流行時に感染予防対策を講じるとともに、業務従事者が感染症に罹患した場合においても事業継続が可能となる様にすること。

イ 浄水場への連絡及び協力

何らかの原因で排水処理施設が通常の機能を損ない、汚泥の受け入れ、上澄水の返送等浄水場の運転に支障を来すおそれのある場合には、速やかに浄水場へ連絡すること。また、何らかの原因で浄水場が通常の機能を損ない、排水処理施設への送泥、上澄水の受け入れ等が予定どおり行えなくなり、企業局が排水処理施設運転の停止を求めた場合、事業者は浄水場の復旧を最優先に考えこれに応じること。

2 発生土有効利用業務

排水処理に伴い発生した発生土、及び沈砂池天日乾燥床にて発生した発生土砂は、以下の事項に留意し、全量有効利用すること。ここで、有効利用とは、発生土及び発生土砂を製品の原材料等の有用物として利用することをいう。有効利用の方法は、①有価による利用と②非有価(セメント材料等)による利用とに大別する。

(1) 発生土管理業務

発生土及び発生土砂の保管及び運搬に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、飛散、脱落等がないよう適正に管理すること。また、排水処理施設内に発生土及び発生土砂が滞ることがないように適正に管理すること。

(2) 発生土有効利用業務

ア 有効利用方法

① 有価による有効利用

事業者は、企業局から発生土を有償で買い取り、自らの責任で発生土を販売する。また、発生土販売に係る運搬費用から発生土買取額を差し引いた費用を企業局が負担する。

有価による有効利用率、運搬費、買取単価は、表 5-5 の範囲内において提案とする。

表 5-5 有価による有効利用の提案範囲

項目	範囲
有価による有効利用率	48% 以上
運搬費	9,963円/t-ds 以下*
買取単価	152円/t-ds 以上*

* 含水率 40%の発生土を想定。金額は消費税抜きの額とする。

② 非有価による有効利用

企業局は、発生土の処分を事業者へ委託し、事業者は自らの責任で有効利用を図る。また、発生土の処分に係る費用(運搬費を含む。以下「処分費用」という。)は事業者提案に基づき企業局が負担する。

処分費用は、表 5-6 の範囲内において提案とする。

表 5-6 非有価による有効利用の提案範囲

項目	範囲
処分費用	26,629円/t-ds 以下*

* 含水率 40%の発生土を想定。金額は消費税抜きの額とする。

※ 事業者提案の有価による有効利用率及び買取単価は、15 年間変更を行わない。ただし、契約時に想定できなかった事態が生じた場合には協議を行う。

イ 場内における作業

発生土の処分業務について浄水場内で行える作業は、乾燥、破碎、造粒、袋詰め等の工程までとし、

他の原料との混合などの加工はできないものとする。ただし、水道施設としての安全性及び衛生性等の確保に支障のない場合に限り、企業局の承諾を得ることで、他の原料との混合による加工も可能とする。

ウ 有効利用の確認方法

本事業で発生した発生土、及び発生土砂が有効利用されたことを、企業局と共に確認すること。確認は書面により行うこととし、セメント材料等(産業廃棄物)として排出する場合は企業局発行のマニフェストにより、また、有価物として排出する場合においては、マニフェストに準じた記載事項を備える買取証明書により確認することとする。なお、発生土量及び発生土砂量の確認は、乾燥重量に換算した数値で行うものとする。

(3) 発生土有効利用における計量及び計測

事業者は、発生土有効利用施設にあるトラックスケール及び含水率の計測設備を使用して発生土及び発生土砂の計量及び含水率の計測を行い企業局へ報告すること。なお、トラックスケール及び含水率の計測設備について、校正等適正な維持管理は事業者が行うものとする。

3 電源及び熱源供給業務

(1) 非常用発電機の運転管理

非常用発電機の運用に当たっては、非常時(昼夜、休日問わず)に、浄水場の要請に対して10分以内に必要電力を浄水場へ供給できるよう定期的な保守・点検と合わせ計画的に試運転(保守運転)及び整備を行うこととする。浄水場の要請に対する必要電力の供給までの時間は提案とする。

なお、試運転(保守運転)は日常の無負荷運転及び定期的な実負荷運転等を組み合わせて計画を立案し、この計画に基づいて実行するものとし、非常用電源としての機能を満足し維持できるものとする。

また、運転操作に携わる者には切り替え操作の手順について十分に教育を行うとともに、応急処置や関係機関への連絡方法を明確にしておくこととする。

(2) 燃料の確保

非常用電源の燃料として、灯油については常に必要量を調達し、良質な状態で備蓄しておくこととする。

灯油の必要量は、1号非常用発電機については24時間分、2号非常用発電機については10時間分の運転に必要な量とする。

都市ガスについては、事業者により確実に調達することとする。

(3) 熱源供給設備の運転管理

濃縮汚泥の加温及び脱水ケーキの乾燥に必要な熱量を発生させ、脱水設備及び乾燥設備へ供給すること。

(4) 常用発電機の運転管理

常用発電機を使用する場合、事業者は運転管理マニュアルを作成するとともに電力供給計画等について、企業局の確認を得た上で業務を実施するものとする。

なお、常用発電機の稼働により発生した電力は、事業者の運営で消費した余剰分の電力を大久保浄水場は無償で供給すること。

(5) 環境の保全

発電機や熱源供給設備はばい塵、騒音の発生源となり得ることから、周辺環境に十分配慮して運転管理を行うものとする。

4 その他

(1) 資格要件

運營業務に必要な資格等は次のとおりである。なお、その他の資格等が必要となる場合は、有資格者を配置すること。

- ア 産業廃棄物処理施設技術管理者
- イ 電気主任技術者(第3種)
- ウ ボイラー・タービン主任技術者
- エ 公害防止管理者(大気第4種)
- オ 電気工事士
- カ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- キ 防火管理者(甲種)
- ク 危険物取扱者(乙種第4類)
- ケ 車両系建設機械運転技能講習修了者(整地・運搬・積込み用及び掘削用)
- コ 玉掛技能講習修了者
- サ 低圧電気取扱業務特別教育修了者
- シ 高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育修了者
- ス 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- セ 危険物保安監督者
- ソ 墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育修了者
- タ エネルギー管理員(エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者)

(2) 周辺住民対応

常に適切な運営を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得ること。

(3) 見学者対応

本事業の意義・目的を十分に理解し、企業局の要請に応じ、施設の見学者を受け入れ、対応を行うこと。

見学者受け入れ実績を表 5-5 に示す。

表 5-7 見学者受け入れ実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受け入れ回数(回)	4	7	2	2
受け入れ人数(人)	44	163	83	21

過去 8 年間における見学者受け入れ実績。R2～R4、R7 は実績なし。

第6 公開資料

1 インターネット公開資料

別紙 1 汚泥池水位トレンド

別紙 2 排水処理実績（平成 20 年度～令和 7 年度）

別紙 3 指定更新対象機器既設仕様

別図 1 大久保浄水場全体平面図

別図 2 大久保浄水場水処理フロー図

別図 3 排水処理フロー図

別図 4 排水処理施設・電源施設電源系統図

別図 5 事業対象範囲

添付資料 1 排水処理施設修繕・更新計画表

添付資料 2 排水処理施設保守点検要領

添付資料 3 電気設備保守点検要領

添付資料 4 薬品の使用実績

添付資料 5 工業用水濁度月平均値（平成 30 年度～令和 7 年度）

添付資料 6 排水処理施設の電力消費量一覧

添付資料 7 大久保浄水場の停電状況

添付資料 8 原水濁度時間データ（令和元年 9 月、10 月、11 月）

添付資料 9 業務報告書（令和 7 年度）

添付資料 10 将来の処理水量と浄水発生土量（予測）